



平成 30 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャストプランニング
代表者名 代表取締役社長 山本 望
(コード：4287、JASDAQ)
問合せ先 取締役 佐久間 宏
(TEL . 03 - 3730 - 1041)

内部統制報告の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付「過年度に係る有価証券報告書の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等の訂正に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正開示を行いました。また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第 21 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 2 月 1 日 至 平成 27 年 1 月 31 日)
- 第 22 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 2 月 1 日 至 平成 28 年 1 月 31 日)
- 第 23 期 内部統制報告書 (自 平成 28 年 2 月 1 日 至 平成 29 年 1 月 31 日)
- 第 24 期 内部統制報告書 (自 平成 29 年 2 月 1 日 至 平成 30 年 1 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書のうち、2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線_を付して表示しております。

- 第 22 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 2 月 1 日 至 平成 28 年 1 月 31 日)
- 第 23 期 内部統制報告書 (自 平成 28 年 2 月 1 日 至 平成 29 年 1 月 31 日)

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(訂正前)

<前略>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社は全体的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い事業拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金に係る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

(訂正後)

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い事業拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金に係る業務プロセスを評価の対象といたしました。

第21期 内部統制報告書(自平成26年2月1日至平成27年1月31日)

第22期 内部統制報告書(自平成27年2月1日至平成28年1月31日)

第23期 内部統制報告書(自平成28年2月1日至平成29年1月31日)

第24期 内部統制報告書(自平成29年2月1日至平成30年1月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は平成30年7月24日より実施された国税局の税務調査により、当社元代表取締役鈴木崇宏氏(以下「元社長」という。)が、当社連結子会社である株式会社JPパワー(以下、「JPパワー」という。)の太陽光発電事業の保守・運営に係る支出の一部を、元社長の知人の会社を経由して、実質的に元社長自身の管理する銀行口座に還流させていた不正行為が判明いたしました。

これらを受けて、平成30年8月9日に当社取締役会において、調査の客観性・中立性・専門性を確保するため、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士および公認会計士を中心に構成する調査委員会の設置を決議し、同日より調査委員会による事実関係の解明及び原因の究明が開始されました。

当社は平成 30 年 9 月 11 日付で調査委員会より調査報告書を受領し、今回の不正行為により JP パワーの太陽光発電事業の保守・運営に係る支払手数料等の費用計上額及び資本的支出として資産計上された金額の中に、実態のない取引に関する支出が含まれていたことが判明したため、影響のある過年度決算を訂正するとともに、平成 27 年 1 月期から平成 30 年 1 月期までの有価証券報告書及び平成 28 年 1 月期の第 3 四半期から平成 31 年 1 月期の第 1 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することにしました。

これらの事実は、元社長におけるコンプライアンス意識の欠如、当社及び JP パワーにおける業務上の監督監視の脆弱性、外注費の支払い等に関する社内統制が機能していなかったこと、役員相互の監督監視が機能していなかったこと、実効的な内部監査が行われていなかったこと、JP パワーにおけるガバナンス体制が不明確であったことなどの不備を起因として生じ、当社及び JP パワーの全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制が機能しなかったことによるものと認識しています。

以上のことから、当社及び JP パワーの全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて、以下の改善策を講じていきます。

- コンプライアンス意識醸成のための研修等の実施
- 業務執行上の統制が機能する組織づくり
- 外注先選定や外注費の支払い等に係るプロセスの改善及び運用
- 取締役会における協議の充実化
- 内部監査の機能強化
- 内部通報窓口の機能拡充
- 子会社のガバナンスに対する関与のあり方の見直し

以上